

1. 児童福祉（こどもみらい部）

就学前の子どもたちに、より効果的で効率的な行政サービスを提供することを目的に、平成18年4月から、これまでの「こども課」の業務に加え、教育委員会が行っていた幼稚園関連業務や市民課で行われていた児童手当業務が移管され、「こどもみらい局」が設置されました。さらに平成19年4月からは「こどもみらい局」から「こどもみらい部」へ発展し、より一層の組織機能の強化が図られました。

就学前の子どもに関する業務を担う組織が統合されたことで、窓口が一元化され、これまで異なる部署で対応してきた児童扶養手当と児童手当が同一の課で申請ができるようになるなど、ワンストップサービスが実現され、利便性の向上が図られています。

また、幼稚園と保育所に関する企画・立案部門が統合されたことで、子どもたちの保育や教育に関する施策を一体的に展開することができるようになりました。

また、こどもみらい部は、令和6年度に「こどもえがお相談課」を新設し、これまでの「こども政策課」、「こどもみらい課」、「子育て応援課」及び「こども教育保育課」の4課体制から5課体制となりました。「こども政策課」では、こども基本法に基づくこども計画、子ども・子育て支援新制度に関する業務や認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関する業務及び児童の健全な育成に関する業務等を所掌しています。「こどもみらい課」では、子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付や特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関する業務等を所掌しています。「子育て応援課」では、母子生活支援センターさくらを運営するほか、こども医療費助成や児童手当など、子育てについて包括的に支援する事業やひとり親家庭等の自立を目指した事業などを所掌しています。

「こども教育保育課」では、市立こども園、給食センター及びこども発達支援センター及び児童館の運営と併せて、就学前の教育・保育の質の向上に向けて、特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に係る指導、検査等に関する業務や認可外保育施設に対する助言及び指導に関する業務等を所掌しています。

「こどもえがお相談課」に設置された「こども家庭センターなは」では、親子健康手帳の交付から産前産後における妊産婦の相談、その後の子育てやこども自身からの相談等、こどもに関わる全ての相談についてワンストップで対応できる窓口を設置し、サポートプランの作成等によって、母子保健と児童福祉の連携強化体制を整えるほか、地域での見守り体制を構築するなど、虐待を発生させない支援体制の充実を図っています。

1) 助産施設入所の制度

助産施設入所制度とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときに助産施設(那覇市立病院・沖縄協同病院・沖縄赤十字病院等)に入所させて助産を受けさせる制度です。(児童福祉法第22条)

その世帯の所得に応じて自己負担金が発生します。

2) 保育所及び私立認定こども園

保育所は児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場として保育に関する専門性を有する保育士が家庭との密な連携の下に子どもの状況や0歳から5歳までの発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護および教育を一体的に行なうことを特徴としております。

地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)は、保育園と同様の機能を持ち、0～2歳までの少人数で家庭的な保育を行う施設です。

私立認定こども園は、私立認可保育所又は私立幼稚園から認定こども園に移行した施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

- ① 子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であることから十分に養護の行き届いた環境の下に、子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持や情緒の安定を図ると共に、健康、安全など生活に必要な基本的な生活習慣（食事、排泄、午睡、清潔、安全等）の自立に向けて家庭との連携に努めております。
- ② 子どもが自発的、主体的に関われる環境の下、生活や様々な遊びを豊かに展開していくことで心情・意欲・態度の芽生えを育み、乳幼児期に培われる「生涯にわたる生きる力の基礎を育んでいくことに努めております。
- ③ 地域の子育て家庭や在園児の保護者への子育て相談や指導をはじめ、親子で気軽に保育見学や体験、給食試食、育児相談ができる子育て応援Dayの取り組み、関係機関との連携での児童虐待予防、健康増進等、保育の場と専門性を活用した子育て支援の充実に努めております。
- ④ 就学前教育保育施設の関係職員を対象に研修を実施し、専門的知識や技術、資質向上に努めております。

① 私立認可保育園 一覧

地区	保育園名	所在地	電話	認可定員
本庁	おおたけ保育園	曙 2-8-13	863-7388	100人
	グッピー保育園	曙 2-21-12	861-1931	50人
	みやびの杜保育園	安謝 1-15-13	941-5580	60人
	あじゃ保育園	安謝 2-15-2	868-7271	120人
	風のうた保育園	安謝 2-29-26	866-0190	94人
	天久ひばり保育園	天久 2-25-16	869-4455	90人
	あめく結保育園	天久 2-26-22	917-2387	60人
	いずみ幼稚園	泉崎 1-15-19	861-3563	50人
	スカイ保育園	おもろまち 3-7-15 グランドヒル新都心ビル3F	941-3255	60人
	向陽保育園	古波蔵 4-2-14	832-6142	90人
	オキナワグローバル未来保育園	楚辺 1-2-30	834-9267	60人
	つばがわ保育園	壺川 1-5-14	854-8155	135人
	レイモンドあしびな一保育園	泊 1-1-2 2階	943-3790	50人
	ながやま保育園	泊 1-14-24	861-3347	90人
	沖縄こども保育園	泊 1-38-1	941-3090	70人
	玉の子保育園	牧志 2-3-15	867-3221	100人
	玉の子夜間保育園	牧志 2-3-15	867-3221	20人
	コスモ保育園	牧志 2-17-21	869-1212	62人
	保育園あがみてい	松尾 1-9-40	943-0271	60人
	まつやま保育園	松山 1-30-14	868-5072	90人
	わかさ保育園	松山 1-28-1	868-7713	90人
	そよ風おもろ保育園	銘苅 1-18-68	866-0156	70人
	ガジマル保育園	銘苅 1-18-19	866-1174	120人
	ペリー保育園	山下町 31-19	857-2765	60人
若狭浦保育所	若狭 3-18-6	866-3445	80人	

真和志	マリア保育園	安里 3-7-1	863-9879	70人
	愛泉保育園	安里 3-19-16	867-5133	60人
	第二エミール保育園	字国場 1181-7	832-6006	110人
	こくら保育園	古波蔵 2-4-32	834-6000	150人
	しらゆり保育園	識名 3-9-31	855-2173	70人
	スカイマリン保育園	字仲井真 245-1	834-5918	80人
	かねしま保育園	長田 1-16-3	835-2364	50人
	長田保育園	長田 2-24-59	854-8741	99人
	平和保育園	長田 2-34-41	854-7221	100人
	二葉保育園	繁多川 1-13-65	834-4691	110人
	いしだ丘保育園	繁多川 1-2-53	836-0980	80人
	メルシー保育園	古島 4-4	943-2215	171人
	あらた保育園	真嘉比 1-24-9	943-2965	70人
	ひらまつ保育園	真嘉比 2-6-11	884-9788	90人
	あさひ保育園	字真地 229-4	836-5300	135人
	松島保育園	松島 2-1-12	886-1366	100人
	メルシー保育園 分園	松島 2-7-45 上原ビル 2 階	882-2211	36人
	よぎ南保育園	与儀 2-10-17	853-4528	80人
	みやぎ原保育園	寄宮 1-16-1	832-3914	100人
	さくら保育園	寄宮 1-16-10	832-4549	180人
エミール保育園	寄宮 3-3-5	853-0741	60人	
首里	首里かふう保育園	首里石嶺町 2-179-9	886-8877	60人
	たつのご保育園	首里石嶺町 2-198-18	884-0292	90人
	城北保育園	首里石嶺町 3-227-1	885-4848	130人
	みぎわ保育園	首里石嶺町 4-109-1	887-3121	50人
	みどり保育園	首里石嶺町 4-216-3	886-6016	120人
	首里ライオンの子保育園	首里石嶺町 4-150-2	988-0330	90人
	若杉保育園	首里大名町 1-64-5	887-1912	90人
	おおな愛児保育園	首里大名町 3-35-10	885-4520	120人
	渡保育園	首里金城町 2-71	886-4060	90人
	MOA 沖縄幼児学園	首里久場川町 2-8-2	886-3364	86人
	琴の音保育園	首里寒川町 2-68-1	886-3221	110人
	首里湘南保育園	首里平良町 1-4 1 階	882-1321	90人
	首里当蔵保育園	首里当蔵町 1-28	884-5924	90人
	花のいろ保育園	首里山川町 1-22-3 グランシャトレ首里 101	885-5104	60人
	はとぼっぼ保育園	宇栄原 4-19-11	857-7491	90人
きららうえばる保育園	宇栄原 5-1-36	894-6711	102人	
小祿	小祿南保育園	字小祿 703-1	858-8457	134人
	ひまわり保育園	小祿 3-3-5	857-1268	110人
	くまのご保育園	小祿 1-22-14	857-8258	60人

あやめ保育園	小祿 4-11-14	858-2005	120人
すがやま保育園	金城 2-3-10	858-8181	95人
オレンジ第2保育園	金城 2-5-3	859-2552	60人
鏡原保育園	鏡原町 10-38	857-4188	150人
にぬふぁ保育園	具志 2-20-46	987-4556	70人
よしたけ保育園	具志 3-20-12	857-1787	90人
いちごえ保育園	田原 4-2-14	852-0244	80人
エンカレッジ小祿保育園	宮城 1-18-1 2F	858-1188	120人

② 地域型保育施設 一覧

園名	所在地	電話	認可定員
みはら保育園 (小規模保育)	天久 1-12-29	866-4447	19人
いずみのもり保育園 (事業所内)	泉崎 2-105-18 官公労共済会館 1階	996-1232	36人
楚辺すみれ保育園 (小規模保育)	楚辺 1-16-10	832-8550	19人
とまりの保育園 (小規模保育)	泊 1-17-12 賀茂コーポ 1階	861-4247	12人
オリーブクラウン保育園 (事業所内)	安里 2-6-24 リファイン安里 101	943-5501	66人
すまいる保育園 (事業所内)	古島 1-13-1	887-5420	30人
すくすく乳児園 (小規模保育)	長田 2-23-1	831-9330	11人
ともわ乳児園 (小規模保育)	長田 2-26-10 サンテラス長田 102号	987-1302	19人
ファミリー保育園ナハ (小規模保育)	真地 344	831-6677	19人
なないろ乳児保育園 (小規模保育)	真嘉比 1-1-10 二千年チャイルドビル 1階	943-1670	19人
こざくら保育園まかび園 (小規模保育)	真嘉比 3-13-1	887-7888	19人
城保育園 (小規模保育)	与儀 319	834-1961	19人
ライオンの子保育園キアラ (小規模保育)	寄宮 142-1 新垣ビル1階	996-2319	15人
なはエンゼル保育園 (小規模保育)	宇栄原 6-4-1 モンルージュ松川 101	858-9512	19人
沖縄産業支援センター内保育園(事業所内)	小祿 1831-1-204	857-3127	30人
オロク琉生保育園 (小規模保育)	小祿 1-38-10	840-1310	17人
みのり乳幼児園 (小規模保育)	具志 1-1-61	858-0026	19人

③ 私立認定こども園（認可保育園、認可幼稚園からの移行園） 一覧

園名	所在地	電話	認可定員
みやび認定こども園	安謝 1-8-24	941-5567	127人
幼保連携型認定こども園美ら夢	安謝 1-20-1	860-9614	150人
ポプラこども園	壺川 2-5-13	853-1819	225人
第2ながやま認定こども園	泊2-20-8	975-5560	114人
童の城保育園	銘苅 3-17-1	860-4710	111人
愛心こども園	上間 384-15	854-5386	145人
第2 愛心こども園	字国場 251-1	833-6058	125人
識名さつき認定こども園	識名 4-12-38	835-4081	143人
童夢認定こども園	繁多川 2-15-1	832-2525	239人
みずきこども園	松川 2-3-10	894-6228	141人
わかば認定こども園	寄宮 1-7-3	832-6600	190人
わかめこども園	首里石嶺町 3-199-2	885-2103	183人
しゅりの泉こども園	首里石嶺町 4-1-8	887-3358	125人
保育所型認定こども園報徳保育園	首里石嶺町 1-53-2	886-8263	70人
保育所型認定こども園石嶺保育園	首里石嶺町 4-335-8	886-1052	127人
かぐらこども園	宇栄原 3-15-46	857-4033	186人
第2 かぐら保育園	宇栄原 3-16-13	996-5069	117人
つばさこども園	高良 1-9-10	857-6849	95人
たばる愛児こども園	田原 3-12-4	857-1769	135人
上間さつき認定こども園	字上間 492	355-3901	90人
大空こども園	首里末吉町 3-63	886-0101	75人
オレンジこども園	田原 1-8-9	857-9585	103人
保育所型認定こども園千草保育園	山下町 10-7	880-2279	65人
幼稚園型認定こども園 相愛幼稚園	長田 1-11-9	832-1502	100人
こじか認定こども園	天久 2-5-35	941-4112	100人
アスクこくばこども園	字国場 1178-17	835-9100	95人
幼稚園型認定こども園育英義塾幼稚園	宮城 1-7-41	858-0064	75人

保育ニーズへの対応

令和7年4月1日現在

事業名	内容	実施場所
延長保育事業 (事業開始：平成3年4月1日)	保護者の勤務の都合等で、延長保育を必要とする児童への対応として行います。	認可保育園 70園 小規模保育 12園 事業所内保育 4園 認定こども園 66園

事業名	内 容	実施場所
一時預かり 保育事業 (事業開始： 平成9年4月1 日)	(イ) 緊急保育 保護者等の疾病、災害、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭での保育が困難な児童を保育します。 (ロ) 私的理由による保育 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための保育です。 (ハ) 非定型的保育 保護者の労働、職業訓練、就労等により、家庭保育が困難となる児童で、週3日程度を限度として保育します。	公立みらいこども園 3か所 ※教保 認可保育園及び認定こども園 計 12か所
子育て 応援Day 平成18年11 月1日開始	保育所(園)の役割や社会から期待されていることとして個々に取り組んできた地域子育て家庭への支援・相談を那覇市との連携協働業務として位置づけ、子育て・子育て環境の充実に努めていきます。 [利用できる内容] ① 園庭でのあそび ② 園児との交流保育体験 ③ 給食試食体験 ④ 育児に関する相談・指導 施設の状況によって対応できるものとしますので、ご利用の際は直接お申込みいただきます。	公立みらいこども園 4か所 公立こども園 14カ所 公私連携こども園 21カ所 私立認定こども園 27カ所 認可保育園 71カ所

令和6年度 一時預かり保育事業 利用状況

(単位人)

施設	利用 児童数	対象児童数												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公立 子ども園	半日 利用 児童	68	52	51	64	81	78	55	61	82	63	71	38	764
	1日 利用 児童	121	165	156	156	154	182	210	230	216	220	190	188	2,188
認可 保育園	半日 利用 児童	7	10	11	8	9	4	12	14	11	8	9	11	114
	1日 利用 児童	60	113	87	106	171	155	137	153	146	144	178	98	1,548
合計	半日 利用 児童	75	62	62	72	90	82	67	75	93	71	80	49	878
	1日 利用 児童	181	278	243	262	325	337	347	383	362	364	368	286	3736

3) 就学前の発達（特別）支援保育

特定教育・保育施設において、障がいがある子もない子も、集団の中で教育・保育を利用し、子どもの健やかな成長と発達を促すことを目的とする。

令和7年4月1日現在

	実施園数／ 園数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計 (人)
公立こども園 公立みらいこども園	18園／ 18園	0	1	9	6	29	56	101
事業所・小規模保育園 (私立認可)	1園／ 17園	0	0	1				1
私立認可保育園	39園／ 72園	0	3	6	14	35	28	86
私立認定こども園 (保育所型・幼稚園型)	20園／ 23園	0	3	4	14	17	12	50
私立認定こども園 (幼保連携型)	4園／ 5園	0	0	1	3	2	5	11
公私連携こども園 (小学校隣接園)	17園／ 20園				12	26	51	89
合計	99園／ 155園	0	7	21	49	109	152	338

4) 認可外保育施設

認可外保育施設に入所している児童に対する助成

1. 賠償責任保険料の助成
2. 児童及び職員の健康診断
 - ・児童の内科健診（年2回）
 - ・児童の歯科健診（年1回）
 - ・児童の諸検査（尿・蟻虫）
 - ・調理担当者検便（月1回）
3. 研修会の開催
4. 夜間認可外保育施設安全対策事業（加配保育士の人件費補助）
5. 給食費助成事業
6. 認可外保育施設研修事業（保育材料費等の一部助成）
7. 環境整備事業
 - ・衛生環境向上事業（施設の衛生消毒及び害虫駆除）

認可外保育施設の現況（令和7年4月1日現在）

認可外保育施設数・・・75施設 (うち事業所内4、企業主導型29、ベビーシッター15)	認可外保育施設児童数・・・1,061人
------------------------------------------------	---------------------

5) 地域子育て支援拠点事業

(令和7年4月1日 現在)

事業名	内容	実施場所
地域子育て支援センター事業 (事業開始平成7年4月1日)	子育て家庭の支援活動事業で、子育て家庭等に対する育児不安等について地域のニーズに応えるため、地域子育てネットワークの中核として位置づけています。 各支援センターを拠点に育児相談や育児サークル支援、在園児との交流、育児講座、地域に出向く出前支援等を行っています。	久場川みらいこども園 天久みらいこども園 宇栄原みらいこども園 樋川みらいこども園 あじゃ保育園 あやめ保育園 鏡原保育園 みどり保育園 幼保連携型認定こども園 美ら夢

令和6年度 地域子育て支援センター利用状況

保育所名	年間利用人数	一日平均利用者	育児相談
「子育て支援センター はっぴい」(久場川みらいこども園)	5873	20	335
「子育て支援センター すまいる」(天久みらいこども園)	7082	24	2367
「子育て支援センター うえばる〜む」(宇栄原みらいこども園)	3128	11	1832
「子育て支援センター ていーら」(樋川みらいこども園)	4685	16	700
「子育て支援センター むるが家」(あじゃ保育園)	6,311	21	1,185
「子育て支援センター ゆんたく」(鏡原保育園)	4,201	14	250
「子育て支援センター なんくる家」(みどり保育園)	3,193	11	747
「子育て支援センター 南風」(あやめ保育園)	3,843	13	135
「子育て支援センター ちゅらまーる」(幼保連携型認定こども園 美ら夢)	4976	17	267

つどいの広場事業(平成17年より実施)

主に就学前の乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることや、育児相談などを行う場です。身近な地域に設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とします。現在、商店街の空き店舗を活用した一般型2施設と民間児童館を活用した連携型7施設があります。

○ 事業実施場所

- ア) つどいの広場「わくわく」 : 那覇市安里381番地(栄町商店街内) TEL886-6623
- イ) つどいの広場「にこにこ」 : 那覇市宇国場1169番地4(古波蔵児童館内) TEL831-6786
- ウ) つどいの広場「さんさん」 : 那覇市金城3-5-4(金城児童館内) TEL859-0099
- エ) つどいの広場「ほのぼの」 : 那覇市小禄5-4-2(小禄児童館内) TEL857-5377
- オ) つどいの広場「ランラン」 : 那覇市識名2-5-5(識名児童館内) TEL854-9656
- カ) つどいの広場「てくてく」 : 那覇市三原2-1-43(コーポ三原103) TEL070-5813-8993
- キ) つどいの広場「よつば」 : 那覇市若狭3-18-1(若狭児童館内) TEL867-7266
- ク) つどいの広場「ソレイユ」 : 那覇市国場353(国場児童館内) TEL855-2696
- ケ) つどいの広場「うふなー」 : 那覇市首里大名町2-75(大名児童館内) TEL917-4069

- 事業内容
 - ・ 子育て親子の交流、集いの場の提供
 - ・ 子育てに関する相談、援助の実施
 - ・ 地域の子育て関連情報の提供
 - ・ 子育て及び子育てに関する講習の実施

○ 事業実績

令和5年度	延べ年間利用人数 19,340人
令和6年度	延べ年間利用人数 17,858人

6) 公立・公私連携こども園

幼保連携型認定こども園は、教育基本法第6条第1項に基づく学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置付けられており、これまでの幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、就学前の子どもたちに質の高い教育及び保育を一体的に行う施設です。また、給食の提供や早朝受け入れ、一時預かり保育、延長保育、土曜保育を実施し、保護者の子育ての支援も行います。

平成28年度より「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」の方針に基づき、那覇市立の幼稚園はこども園に順次移行を開始し、令和7年度現在、公立幼保連携型認定こども園が18園、公私連携幼保連携型認定こども園が20園、公私連携保育所型認定こども園が1園となりました。

乳幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、第5次那覇市総合計画に沿って、子どもの笑顔が輝き「子育てが楽しくなるまち」を理念とした教育・保育の充実と子育ての支援を推進します。

① 幼児期の発達に即した教育及び保育の充実と3年保育の推進

こども園は、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、保育教諭等に支えられながら豊かな世界に出会う場です。幼児期の発達に即した教育及び保育の充実を図るために、主体的な活動としての遊びを通した、園児の多様な体験の積み重ねを重視し、豊かな心情や人や物事とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むための態度を培うように努めます。さらに、家庭にいる3歳児の教育及び保育の機会を拡充するために、3年保育を推進します。

○ 3年保育実施園

大道みらいこども園、天久みらいこども園、久場川みらいこども園、宇栄原みらいこども園
 樋川みらいこども園、城西こども園、上間こども園、天妃こども園、安謝こども園、宇栄原こども園
 金城こども園、神原こども園、古蔵こども園、さつきこども園、識名こども園、城岳こども園、松川こども園、松島こども園、銘苅こども園、若狭こども園、仲井真こども園 ※2年保育は全園で実施

② 特別支援教育の推進

就学前教育保育施設においては、インクルーシブ教育の観点で特別支援教育の充実を図ります。特別な支援を要する園児の受け入れにあたり、公立園においては、特別支援教育担当教諭や特別支援教育ヘルパーを配置、私立園においては、担当保育士や障がい児保育支援員を配置し、個別の支援を行います。また、こども発達支援センターによる巡回相談を実施し、園への助言や保護者支援を行います。さらに、特別支援コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図り、「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、計画的・組織的な支援の取り組みを推進します。

医療的ケア児の受け入れにあたっては、関係機関との連携や体制整備を推進し、安心安全な教育・保育の提供に努めます。令和4年度10月より公立こども園において、看護師を配置して1名の受け入れを開始し、令和5年度3名、令和6年度7名を受け入れております。

③ 保幼小連携

公立認定こども園・公私連携認定こども園と小学校が同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「幼小」の様々な接続・連携の取り組みが行われています。幼児期にふさわしい教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを踏まえ、小学校教育との円滑な接続を図るために、小学校併設の公立こども園・公私連携こども園等が結節点となり、沖縄型幼児教育の取り組みを推進していきます。

「保幼小の接続」については、こども教育保育課と学校教育課が合同で実施している保幼小合同研修会を軸に、「保幼小の架け橋プログラム」を推進しております。具体的な取組としては、令和5年度は、小学校併設全36園で公開保育研修会を実施しております。また、令和6年度は、小学校36校にて公開授業研修会を実施し、こども教育保育課独自では、公立認定こども園・公私連携こども園39園にて公開保育を実施しております。これらの研修会を通して積み重ねてきた関係性や学びの成果を活かし、今後、本市における架け橋プログラム(幼児教育と小学校教育の円滑な接続)をさらに推進してまいります。

④ 家庭・地域との連携及び子育ての支援

こども園は、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるよう努めていくことが求められています。そのためには、家庭と園がそれぞれの果たすべき役割を認識し、連携して園児一人一人の育ちを促していくことが大切です。こども園では、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びが感じられるような子育ての支援を行ってまいります。さらに、「親と子の育ちの場」として、地域に開かれたこども園づくりを推進し、家庭や地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たしていきます。

公立・公私連携こども園一覧 (公立幼稚園・保育所から認定こども園へ移行)

○公立型認定こども園

令和7年5月1日現在

R7年度より樋川みらいこども園は公私連携型認定こども園へ移行(保育所型)

番号	園名	所在地	園児数					学級数	教職員数		園舎 (㎡)	創立 年月日	移行 年月日	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳	保育教諭				その他の職員
1	城北	首里石嶺町1丁目162番地	0	0	0	0	15	39	3	9	2	554	昭和21.4.1	平成30.4.1
2	城西	首里真和志町1丁目5番地	0	0	0	14	21	27	4	13	2	857	昭和21.4.1	平成31.4.1
3	城南	首里崎山町4丁目35番地2	0	0	0	0	10	24	2	8	2	604	昭和21.8.1	平成30.4.1
4	大名	首里大名町1丁目49番地	0	0	0	0	3	23	1	5	2	516	昭和52.1.1	平成31.4.1
5	泊	泊2丁目23番地9	0	0	0	0	25	46	3	11	2	1,018	昭和34.4.14	平成31.4.1
6	天久みらい	天久1丁目4番1号	6	17	24	30	47	50	10	41	3	1,968	平成23.11.1	令和2.4.1
7	真嘉比	真嘉比1丁目18番1号	0	0	0	0	24	71	4	12	2	857	昭和39.1.13	平成31.4.1
8	那覇	前島1丁目7番1号	0	0	0	0	25	45	3	10	2	416	平成25.11.1	平成31.4.1
9	壺屋	牧志3丁目14番12号	0	0	0	0	12	23	2	4	2	500	昭和21.4.9	平成30.4.1
10	開南	泉崎1丁目1番5号	0	0	0	0	14	22	2	8	2	602	昭和22.6.10	平成29.4.1
11	天妃	久米1丁目3番2号	0	0	0	15	25	38	4	13	2	870	昭和41.1.26	平成30.4.1
12	上間	長田2丁目11番60号	0	0	0	15	25	45	4	13	2	1,018	昭和52.1.1	平成31.4.1
13	大道みらい	字大道146番地1	6	12	12	15	23	32	7	24	2	941	昭和22.4.1	平成28.4.1
14	真和志	寄宮3丁目1番1号	0	0	0	0	21	41	3	10	2	857	昭和21.2.10	平成31.4.1
15	与儀	与儀1丁目1番1号	0	0	0	0	16	37	3	10	2	857	昭和21.2.25	平成30.4.1

16	小祿南	小祿4丁目14番地1	0	0	0	0	13	33	3	10	2	411	平成2.4.1	平成30.4.1
17	久場川みらい	首里久場川町2丁目18番10	5	15	15	13	16	1	5	31	2	915	昭和41.5.28	令和2.4.1
18	宇栄原みらい	宇栄原4丁目17番地10号	6	15	18	12	11	2	5	27	2	913	昭和41.8.2	令和2.4.1

○公私連携型認定こども園 ※樋川みらいこども園は保育所型認定こども園

番号	園名	所在地	園児数					学級数	園舎 (㎡)	創立 年月日	移行 年月日	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳					5歳
1	城東	首里石嶺町2丁目74番地1	0	0	0	11	16	22	3	467	昭和46.4.8	平成31.4.1
2	石嶺	首里石嶺町4丁目74番地1	0	0	0	9	17	42	4	1077	昭和54.1.1	令和3.4.1
3	安謝	安謝2丁目15番27号	0	0	0	11	28	22	4	832	昭和21.6	平成31.4.1
4	曙	曙2丁目18番2号	0	0	0	0	17	34	3	451	平成2.4.1	平成29.4.1
5	銘苺	銘苺2丁目3番20号	0	0	0	20	28	34	4	725	平成16.11.1	平成28.4.1
6	若狭	若狭3丁目11番1号	0	0	0	16	22	32	4	557	昭和34.4.1	平成28.4.1
7	神原	樋川2丁目7番1号	0	0	0	13	14	35	4	585	昭和35.4.6	平成30.4.1
8	城岳	楚辺2丁目1番1号	0	0	0	17	25	31	3	420	昭和22.4.10	平成30.4.1
9	垣花	山下町17番55号	0	0	0	0	16	13	2	879	昭和22.4.5	平成31.4.1
10	松島	古島2丁目30番地12	0	0	0	20	26	37	4	471	昭和48.4.1	平成30.4.1
11	松川	松川1丁目7番1号	0	0	0	11	19	45	4	725	昭和34.3.27	平成30.4.1
12	識名	識名2丁目2番1号	0	0	0	17	22	45	4	520	昭和38.4.1	平成28.4.1
13	真地	字真地313番地	0	0	0	0	27	45	3	472	平成6.4.1	平成29.4.1
14	仲井真	字仲井真173番地	0	0	0	13	19	43	4	704	昭和57.1.1	平成30.4.1
15	古蔵	古波蔵1丁目33番2号	0	0	0	16	30	57	4	1,041	昭和51.1.10	平成30.4.1
16	金城	金城4丁目3番地1	0	0	0	15	25	46	4	668	昭和60.11.1	平成29.4.1
17	小祿	字小祿1150番地	0	0	0	0	12	21	2	673	昭和23.4.1	平成31.4.1
18	さつき	宇栄原1丁目12番1号	0	0	0	20	30	48	4	559	平成11.11.1	平成28.4.1
19	宇栄原	字小祿1066番地	0	0	0	20	30	53	4	1,173	昭和47.4.1	平成31.4.1
20	高良	高良2丁目12番1号	0	0	0	0	17	56	3	1,018	昭和21.2.17	平成31.4.1
21	樋川みらい	樋川2丁目10番1	0	11	18	16	5	2	5	1,202	昭和42.7	令和2.4.1

7) こども発達支援センター

那覇市内に居住する就学前の発達に支援を必要とする児童、保護者及び関係機関に対して、発達に関する相談と訓練、障害児通所支援事業及び地域支援事業を行っています。

所在地	那覇市鏡原町 10 番 40 号(TEL858-5206 : FAX858-5246)
敷地面積	1,755.29 m ²
建物面積	685.27 m ²
建設費	12,550 万円
対象児童	市内在住者で、発達に支援を要する就学前児童
開館時間	月～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
休館日	土・日曜日、国民の祝日、慰霊の日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
事業内容	<p>○相談事業 乳幼児健診や各教育保育施設・医療機関等などからの紹介、又は自発的に保護者から直接相談された発達の気になる子に対し、相談員、嘱託医師(小児科、児童精神科等)、臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、保育士などの専門員が相談を行っています。 *相談員及び臨床心理士等による発達相談・発達検査 *嘱託医師による医療相談 *親子わくわく教室 (事業開始 平成 25 年 4 月) 発達が気になる子に対して、必要な支援につながるまでの期間、早期の支援を行います。 (令和 6 年度実績) 2 クラス設置 実施回数 95 回 参加人数 103 人 延べ参加人数 712 人</p> <p>○障害児通所支援事業(児童福祉法による児童発達支援及び保育所等訪問支援) ・児童発達支援(就学前の在宅の乳幼児を対象とする親子通園) 子どもの発達について保護者と共に考え、子どもに対する正しい理解と知識を深めると共に個別プログラムを作成し、個々の子どもに合った療育を行います。 ・保育所等訪問支援 訪問支援員が保育所等を訪問し、対象児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。</p> <p>○訓練事業 *理学療法・運動発達に支援を要する子どもに対し、理学療法士による相談・訓練を行います。 *言語療法・ことばの発達に支援を要する子どもに対し、言語聴覚士による相談・訓練を行います。 *作業療法・日常生活動作や手先の不器用さのある子どもに対し、作業療法士による相談・訓練を行います。</p> <p>○職員研修 発達障がいに対する知識と理解を深めるために、発達支援児の療育に携わる職員を対象に研修会を開催しています。</p> <p>○発達支援保育事業 発達支援保育を希望する児童の通う教育保育施設を巡回相談専門員やセンター職員(各専門職)が訪問し、相談・支援をします。また、基礎研修会及び応用研修会などを開催し、発達支援保育に携わる保育者の知識の向上につなげます。 (令和 6 年度実績) 巡回相談: 延べ人数 334 人 延べ訪問園数 264 園 訪問日数 213 日 発達支援保育基礎研修会: 参加人数総数 836 人 (対面研修: 延べ 147 人、オンデマンド配信: 延べ 2734 人) 発達支援保育応用研修会(事例検討会): 3 回実施、参加人数 180 人</p> <p>○児童施設訪問支援(事業開始 平成 25 年 4 月) 児童施設での気になる子に対する支援の充実のために、施設長の依頼を受けて施設を訪問し、スタッフに対し必要な専門的支援を行います。</p>

(令和6年度実績) 相談件数：83 施設 221 人

令和6年度 主な事業実績

(件数：言語・理学・作業は延べ人数)

事業	相談事業			言語療法 相談・訓練	理学療法 相談・訓練	作業療法 相談・訓練
	相談受付	発達相談・ 検査	こころの 医療相談			
男	201	195	84	397	0	678
女	118	80	33	106	0	120
計	319	275	117	503	0	798

相談件数の推移 (相談の種類別人数) ※言語・理学・作業は延べ人数

年度別	相談	発達相談 ・検査	こころの 医療相談	言語療法 相談・訓練	理学療法 相談・訓練	作業療法 相談・訓練
令和元年度	393	382	156	665	371	—
令和2年度	327	451	94	681	197	279
令和3年度	362	462	136	767	122	571
令和4年度	304	357	100	779	112	748
令和5年度	348	339	125	751	8	721
令和6年度	319	275	117	503	0	798

相談件数の推移 (年齢別人数)

年度別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	計
令和元年度	5	16	84	91	86	76	30	393
令和2年度	3	11	87	66	85	57	18	327
令和3年度	2	28	88	81	83	63	17	362
令和4年度	2	9	75	78	70	54	16	304
令和5年度	1	4	89	91	79	72	12	348
令和6年度	1	3	77	88	69	61	20	319

相談件数の推移 (相談の内容別人数)

年度別	発達の 遅れ	ことば の遅れ	運動発達の 遅れ	行動上の 問題	発音・吃 音	コミュニケ ーション	その他	計
令和元年度	25	134	11	112	55	50	6	393
令和2年度	7	107	5	108	52	42	6	327
令和3年度	7	130	13	103	42	60	7	362
令和4年度	6	129	6	61	39	54	9	304
令和5年度	36	92	14	79	41	73	13	348
令和6年度	48	91	16	79	36	30	21	319

令和6年度 障害児通所支援事業実績（人数）

事業	障害児通所支援事業	
	児童発達支援事業	保育所等訪問支援事業
	延べ人数	延べ人数
男	640	3
女	133	0
計	773	3

令和6年度 障害児通所支援事業（年齢別）（令和7年3月31日時点人数）

性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	総数
男	0	0	1	3	3	1	1	9
女	0	1	2	1	0	0	0	4
総数	0	1	3	4	3	1	1	13

令和6年度 障害児通所支援事業（障がい別状況）（令和7年3月31日時点人数）

障がいの分類	身体	知的	発達	言語	聴覚	視覚	その他	合計
男	0	0	6	1	0	0	2	9
女	1	2	0	0	0	0	1	4
合計	1	2	6	1	0	0	3	13

8) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいがある児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉向上を図ることを目的としています。

この手当の支給対象となる障がい児とは、20歳未満で法に定める程度の障がいの状態にあるものをいいます。

手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母にかわって児童を養育しているものに支給され、所得による支給の制限があります。

令和7年4月現在、障がいの程度が1級の場合一人につき56,800円、2級の場合には児童一人につき37,830円が支給されます。

特別児童扶養手当受給世帯数

（単位：世帯）

区分年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	1,602	1,706	1,827	1,868	1,978

注：各年度とも4月30日現在

9) 子育て家庭への支援

① 那覇市ファミリー・サポート・センター事業（平成16年より実施）

地域において育児の援助を行いたい者、援助を受けたい者が会員制相互援助活動を行うことにより、勤労者等が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりに資するとともに、地域の子育て支援を行い、もって勤労者等の福祉の増進及び児童の福祉の向上を目的とする。平成24年度から、病児・緊急対応強化事業を開始し、病気の回復期等で集団になじまない子どもの預かりなど、子育てにおける臨時的・緊急的・突発的なニーズに対応しています。那覇市総合福祉センター内に事務局を設置し、那覇市社会福祉協議会が事業運営しています。

○ 事業実施施設

所在地	那覇市金城 3-5-4 (事務局：那覇市社会福祉協議会)
開設営年月日	平成 16 年 1 月 4 日
連絡先	電話：098-857-8991 FAX：098-859-0277
開所時間	月～金曜日 9：00～18：00
上記時間外連絡先	携帯：080-1791-6272

○ 利用料金

①月～土曜日 (祝日を除く) ……………	7：00～19：00	1 人当たり 1 時間につき 600 円
②月～土曜日 (祝日を除く) ……………	19：00～22：00	1 人当たり 1 時間につき 700 円
③日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始 ……	7：00～21：00	1 人当たり 1 時間につき 700 円
病児緊急対応強化事業		
①月～土曜日 (祝日を除く) ……………	7：00～19：00	1 人当たり 1 時間につき 700 円
②月～土曜日 (祝日を除く) ……………	19：00～22：00	1 人当たり 1 時間につき 800 円
③日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始 ……	7：00～21：00	1 人当たり 1 時間につき 800 円
宿泊 (要相談) ……………	21：00～7：00	1 人当たり …………… 5,000 円

○ 利用実績

令和 4 年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	活動件数 4,506 件	会員数 2,952 人 (依頼会員 2,619 人 協力会員 284 人 両方会員 49 人)
令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 31 日)	活動件数 5,002 件	会員数 2,866 人 (依頼会員 2,521 人 協力会員 291 人 両方会員 54 人)
令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 31 日)	活動件数 4,434 件	会員数 2,867 人 (依頼会員 2,522 人 協力会員 291 人 両方会員 54 人)

② 病児保育事業 (平成 8 年より実施)

病気又は病気の回復期にあるため、集団保育が困難な乳幼児又は小学校に就学している児童について、保護者の就労若しくは疾病、冠婚葬祭等の理由で家庭での保育ができない場合に、病院等に付設された専用スペースで看護師・保育士が一時的にその乳幼児、児童を預かる事業です。

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。

○ 実施施設

- ・安謝ファミリークリニックこどもデイケアセンター (事業開始：平成 8 年 4 月 1 日)
- ・こくらクリニック小児健康支援センター (事業開始：平成 11 年 8 月 2 日)
- ・母子生活支援センターさくら (事業開始：平成 15 年 8 月 1 日)
- ・病児病後室にぬふぁのもり (事業開始：令和 3 年 10 月 1 日)

令和 6 年度利用実績 実施施設合計 2,721 人

③ こども医療費助成事業

本事業は、こどもの医療費の一部を助成することにより、その保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とし、1993 年 4 月 1 日 (平成 5 年度) からスタートしています。

1 対象者	医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者であり、かつ本市に住所を有するこどもの保護者 (生活保護法・那覇市重度心身障がい者医療費助成等、他の制度で助成を受けることができるこどもは除く)。
2 助成の範囲	通院・入院の医療費：0 歳から中学校 3 年生までの保険診療の自己負担分 (入院時食事療養費及び高額療養費や附加給付金等他から給付される額を除き助成します。)

3 請求期間	診療月の翌月 1 日から 2 年以内
4 助成の方法	現物給付、自動償還、償還払い

・令和 6 年度子ども医療費助成実績

助成対象児童数 44,216 人 助成額 1,184,046 千円

④ 児童手当制度

1. 児童手当の目的

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的としています。沖縄県では、本土復帰した昭和 47 年 5 月 15 日から施行されました。

2. 児童手当のしくみ

○支給対象となる児童

日本国内に住所を有する高校生年代までの児童

※児童は、国内であれば市外に住んでいる場合でも対象となります。

※教育を受けることを目的として海外に居住している児童については、厚生労働省令で定める一定の要件を満たす場合にのみ支給が受けられます。

○支給対象者

① 父母等

高校生年代までの児童(施設入所等児童を除く。以下②及び③において同じ。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの

② 父母指定者

日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している高校生年代までの児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者のうち、当該高校生年代までの児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの。

③ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない高校生年代までの児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

④ 里親及び児童が入所する児童福祉施設等の設置者

○児童一人あたりの手当月額

支給対象年齢	第 1 子・第 2 子	第 3 子以降
3 歳未満	15,000 円	30,000 円
3 歳～高校生年代	10,000 円	

○手当の支給

偶数月に各支払月の前月までの 2 カ月分が支給されます。

※手当は、届出をした日の属する月の翌月分から支給され、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

○令和6年度支給実績

	支給対象児童（延人数）	支払額
児童手当	183,713	2,648,710,000
旧児童手当(※)	278,423	3,192,585,000
特例給付(※)	8,912	44,560,000
計	471,048	5,885,855,000

※児童手当法改正（令和6年10月1日施行）以前の支給分

10) 児童厚生施設

① 児童館、くもじ・にじいろ館（緑ヶ丘公園内集会所）

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設です。

また、くもじ・にじいろ館は久茂地児童館の機能移転として緑ヶ丘公園内に設置された施設です。児童館機能に加え、地域支援機能、公園管理機能を併せ持った施設です。

《利用案内》

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 慰霊の日・国民の祝日（子どもの日を除く）・年末年始（12月29日～1月3日）
・第3日曜日

対象者 市内に在住する児童（0才から18才未満）ただし、小学生未満は保護者同伴

利用手続 直接児童館で利用者登録を行い、利用できます。（登録受付は随時おこなっています）

建物の概要

区分 児童館名	電話	所在地	敷地面積 (㎡)	建物構造	建物面積 (㎡)	開館年月
久場川 児童館	988-9448	那覇市首里久場川町 2丁目18番地	—	鉄筋コンクリート造り 2階建て	324.54	昭和53年5月
若狭 児童館	867-7266	那覇市若狭 3丁目18番1号	—	鉄筋コンクリート造	348.76	昭和54年4月
壺屋 児童館	863-8682	那覇市壺屋 1丁目5番13号	433.61	鉄筋コンクリート造 4階建て	756.74	昭和58年5月
小禄 児童館	857-5377	那覇市字小禄 5丁目4番地2	—	鉄筋コンクリート造 2階建て	457.42	昭和59年5月
識名 児童館	854-9656	那覇市識名 2丁目5番5号	2,100.0	鉄筋コンクリート造	498.94	昭和60年1月
国場 児童館	855-2696	那覇市字国場 353番地	871.0	鉄筋コンクリート造	402.58	昭和61年5月
大名 児童館	917-4069	那覇市首里大名町 2丁目75番地	1,110.0	鉄筋コンクリート木造 瓦葺き2階建て	559.86	平成4年7月

金城児童館	859-0099	那覇市金城 3丁目5番地4	那覇市総合福祉センター内	358.0	平成7年4月
安謝児童館	862-4341	那覇市安謝 2丁目15番1号	安謝福祉複合施設 ふれあいプラザ内	618.42	平成10年4月
古波蔵児童館	831-6786	那覇市字国場 1169番地4	— 鉄筋コンクリート造 4階建1階部分	263.68	平成15年4月
くもじ・にじいろ館	862-1889	那覇市牧志 1丁目6番55号 緑ヶ丘公園内	575.90 鉄筋コンクリート造	238.80	平成30年7月

令和6年度児童館利用者数(人)

	久場川児童館	若狭児童館	くもじ・にじいろ館	壺屋児童館	小禄児童館	識名児童館	国場児童館	大名児童館	金城児童館	安謝児童館	古波蔵児童館	合計
合計	18,370	15,812	12,235	16,275	27,687	22,100	17,688	20,132	41,239	32,965	15,702	240,205

② 児童遊園

本市では、国際児童年の記念事業として昭和55年5月に那覇市石嶺記念児童遊園を開園し、その後、昭和56年3月に植栽等の修景整備をおこないました。同施設は児童の健全育成を目的とした児童のための遊び場です。

《施設概要》

○那覇市石嶺記念児童遊園

所在地 那覇市首里石嶺町4丁目392番地

施設規模 2355.58㎡

設備内容 広場、水飲場、便所

開園年月日 昭和55年5月31日

1 1) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設や学校等の施設を利用して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的に「放課後児童クラブ」が設置されています。令和6年4月1日現在、那覇市内には120の放課後児童クラブがあります。

・那覇市内の放課後児童クラブ一覧表

	児童クラブ名	電 話	所 在 地
1	小禄ゆいまーる 児 童 ク ラ ブ	098-857-1718	字田原301-3 レジデンスAKAMINE 1-A
2	高良児童クラブ	098-858-2460	高良2-12-1 高良小学校内
3	なかいま児童クラブ	098-854-5289	仲井真173 仲井真小学校敷地内
4	城西児童クラブ	098-886-6006	首里真和志町1-5 城西小学校内
5	城南児童クラブ	098-884-6159	首里崎山町4-35-2 城南小学校内
6	群星児童クラブ	098-857-2010	小禄5-4-2 小禄児童館2階

7	城北児童クラブ	098-887-3996	首里久場川町2-18 久場川児童館敷地内
8	石嶺児童クラブ	098-886-9606	首里石嶺町4-360-8 石嶺小学校内
9	末吉児童クラブ	080-6482-9016	古島2-29-4 嘉手納アパート 101号室
10	城岳児童クラブ	098-854-6333	楚辺2-1-1 城岳小学校内 2F
11	古蔵児童クラブ	098-833-0868	字古波蔵 1-33-3 古蔵小学校敷地内
12	上間児童クラブ	098-855-1785	長田2-11-60 上間小学校内
13	真和志児童クラブ	098-854-6414	寄宮3-1-1 真和志小学校内
14	安謝児童クラブ	098-866-3124	安謝2-15-1 ふれあいプラザ内2F
15	はぐくみ児童クラブ	098-858-2255	小禄1066 宇栄原小学校内
16	大名児童クラブ	098-884-8733	首里大名町1-49 大名小学校内
17	神原児童クラブ	098-987-4385	樋川2-7-1 神原小学校内
18	曙児童クラブ	098-867-4182	曙2-18-1 曙小学校内 (1階)
19	松川児童クラブ ひばり校	090-1948-0467	松川1-7-1 松川小学校内
20	金城児童クラブ	098-858-2611	金城3-5-4 那覇市総合福祉センター内
21	垣花児童クラブ	098-851-7230	山下町17-55
22	あすなろ児童 クラブ	098-854-1725	識名1279-1
23	放課後児童クラブ N I O W (にお)	098-884-0292	首里石嶺町2-198-43
24	大道児童クラブ	098-884-8546	大道146-1 大道小学校内 1F
25	若狭児童クラブ	098-864-1479	若狭2-16-1 若狭小学校内
26	たばる児童クラブ	098-857-1714	田原3-12-4
27	識名児童クラブ	090-1342-0973	識名2-2-1
28	泊児童クラブ	098-864-2899	泊2-23-10 泊小学校内
29	与儀児童クラブ	098-836-2269	与儀1-1-3 与儀小学校敷地内
30	小禄南児童クラブ	098-858-3637	小禄583 ファミリーマンションA-4
31	はなぞの児童クラブ	098-859-1544	具志1-19-16
32	わかめ児童クラブ	098-917-5021	首里石嶺町3-325
33	こざくら児童クラブ	098-885-4554	首里大中町1-5-9
34	開南児童クラブ	098-861-7040	泉崎1-1-6 開南小学校内
35	壺屋児童クラブ	098-868-6760	牧志3-14-12 壺屋小学校内
36	めかる児童クラブ	098-866-1356	銘苅3-16-32
37	なほ小児童クラブ	080-7259-8803	前島1-7-1 那覇小学校内
38	にこにこ児童クラブ	080-1765-5627	真嘉比1-17-2 真嘉比小学校敷地内
39	めかるっ子児童クラブ	090-6860-8348	銘苅3-3-1 てんとう虫公園内新都心自治会室内
40	ひまわり児童クラブ	090-1179-3433	安謝2-15-1 安謝児童館内 2F
41	放課後児童クラブ HIMN (ひーむん)	098-884-0292	首里石嶺町2-198-1
42	みやび児童クラブ	098-988-4993	安謝1-8-23 3階
43	汀良児童クラブ	098-911-3937	首里汀良町3-111-1 汀良市営住宅1棟107号
44	あめく児童クラブ	080-6494-8119	天久1-4-1 天久小学校内

45	あめくホップ 児童クラブ	090-6857-8783	天久2-1-6 201号室
46	あめくステップ 児童クラブ	080-6491-5768	天久2-8-23
47	あめくジャンプ 児童クラブ	080-6499-3197	天久2-1-6 1階
48	長田児童クラブ	098-854-8741	長田2-17-18 スカイピアM2F
49	ながやま児童クラブ	098-861-3347	泊1-14-18
50	かいせい児童クラブ	098-882-3791	首里石嶺町4-390
51	オレンジ児童クラブ	090-7160-5222	赤嶺1-11-21
52	緑児童クラブ	098-858-4981	字小禄580メゾンU 2階
53	うーまー児童クラブ	098-831-6560	古波蔵3-7-25邁進ビル3階
54	泊スマイル児童クラブ	080-3997-6512	泊1-18-3 又吉アパート1F
55	首里児童クラブ	098-927-4715	首里石嶺町1-94-7 1階
56	アカンミキッズ クラブ	090-8831-4753	赤嶺1-9-19 1階
57	第二汀良児童クラブ	080-2775-8908	首里石嶺町2-74-1城東小学校内
58	第2小禄児童クラブ	070-5271-1718	字小禄1150番地 小禄小学校内
59	なないろ児童クラブ 新都心	098-882-1100	真嘉比1-1-10
60	さくら岡児童クラブ	098-851-3361	小禄1474-7
61	ともだちや児童クラブ おおかみ	098-988-4004	首里山川町1-22 1F
62	すずのね児童クラブ	070-5817-3322	宇栄原2-8-7
63	天妃のびのび児童 クラブ	070-5415-6374	西1-10-14 ゼファーひまわり1F、2F
64	やるき・げんき 児童クラブ	070-5275-1015	長田2-9-34
65	高良たんぽぽ 児童クラブ	098-857-1878	高良2-4-21
66	なはっ子児童クラブ	080-6484-9238	前島1-19-7 1階
67	らいおん児童クラブ	090-4764-1588	金城5-16-11
68	風のうた児童クラブ	098-869-8855	安謝48 コーポイサム1階
69	めかる第3児童クラブ	090-6860-7866	銘苺3-2-20 コーポエミネント102
70	あめく第5児童クラブ	080-6499-3194	天久2-8-3
71	童夢児童クラブ	098-833-3415	繁多川2-14-7 繁多川ハイツ302号室
72	城児童クラブ	080-8352-9494	与儀319番地 常アパート201号室
73	YMCA児童クラブ	098-832-6817	壺屋2-17-3
74	彩羽キッズクラブ	080-9141-1525	金城2-17-7クラウディア101号
75	さくらっ子児童クラブ	080-9850-4182	安謝207番地
76	あやめ学童	080-3701-1696	小禄4丁目11-14
77	いしみね子ども 児童クラブ	098-887-6531	首里石嶺町3-219-1
78	第二はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	小禄1598-5 アルコハイツ202

79	松川児童クラブ エンゼル校	098-855-7078	松川3-2-1 松川共同住宅2001~2004
80	報徳児童クラブ	098-886-8263	首里石嶺町1-53-2
81	いどばた学童クラブ	080-7042-3184	繁多川5-5-1 波平アパート1階
82	じどうくらぶKANASA	098-987-1616	首里石嶺町2-143-5 平敷氏店舗1階
83	わかば児童クラブ	098-987-4883	長田1-13-64 コーポ本部101・102号室
84	児童クラブ merry attic laputa	070-1825-3118	宇栄原1-1-40當間店舗1階
85	ハゲーラキッズクラブ	090-2392-4753	宇栄原1-23-14
86	ゆうゆう児童クラブ	090-3794-6058	前島1-2-19 1階
87	第2なはっ子児童クラブ	080-6498-1778	前島1-12-1
88	ともだちや児童クラブ きつね	098-987-6502	首里金城町1-51
89	学童保育カイカ堂 宇栄原校	098-851-3754	宇栄原1017-1 平良アパート
90	やるき・げんき 児童クラブ2	070-5275-1015	長田1-16-3
91	末吉第2児童クラブ	080-6482-9014	古島2-29-5 まるみつ末吉ビル2-C
92	ちのしお学童クラブ	070-4401-0282	仲井真400-5 比嘉アパート201号
93	第三はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	小祿1432-14 コーポラス泉ヶ丘 201号室
94	ゆうゆう児童クラブ泊	090-3794-6058	泊1-17-4 ゆうゆうビル 2階3階
95	ポプラの木児童クラブ	098-894-3356	壺川2-9-12
96	すまいる学童	080-7986-9400	真嘉比1-12-17 コーポまるよし102
97	こくあ児童クラブ	090-9499-5559	高良2-13-27 2階
98	学童クラブ アスリート工房	080-3188-2170	泉崎2丁目10-3 泉崎つねビル201
99	児童クラブなないろキッズ	098-943-5639	真嘉比1-1-10
100	ランゲージラボ 泉崎児童クラブ	098-996-5351	泉崎2-3-3 オフィス泉崎2-A
101	学童保育カイカ堂 さつき校	098-851-3754	宇栄原3-13-29 レジデンス翔1F
102	識名さつき 学童クラブ	080-4934-7274	識名2-8-1
103	若狭はびねす児童クラブ	090-3796-6146	松山2-23-17 サンハイツ松山203、205
104	しゆりの泉児童クラブ	098-943-4358	首里石嶺町4-1-3
105	愛心児童クラブ	098-833-6058	国場251-6
106	ふれんず学童	080-9105-5248	真嘉比1丁目15番10号 玉城貸家2階
107	ちゅらっこ児童クラブ	090-7479-0797	国場1164-10 1階
108	FCA学童 三原校	070-9094-2076	三原1-31-18 201・202号室
109	ゆうゆう児童クラブ 泊第2	090-3794-6058	泊1-17-4 ゆうゆうビル4階・5階
110	第二はなぞの 児童クラブ	050-1488-9793	具志2-14-13
111	安謝第2児童クラブ	090-1942-5066	安謝27番地 Eマンション安謝201号室
112	松島学童クラブ	098-884-8980	古島2-8-14

113	ゆうゆう児童クラブ 泊 第 3	090-6868-7093	泊1-13-1 永寿ビル2階
114	あすなろ児童クラブ お り お ん	098-854-1725	字真地352-1
115	パームス児童クラブ	098-851-7784	小緑980番地39 1階
116	識 名 す こ や か 児 童 ク ラ ブ	098-834-0973	識名1-15-2
117	ゆうゆう児童クラブ 古 蔵	090-3794-6058	国場1173-3 メゾンエクセル1階
118	す ま い る 学 童 2 n d b a s e	080-7986-9400	真嘉比1-13-3 ルミエールM201
119	げ ん き 学 童	098-962-9308	宇栄原654番地1
120	さくら児童クラブ	080-6482-7618	古波蔵1-30-1 桜山荘 3階
	計120カ所		

那覇市内の放課後児童クラブの受入児童数の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
クラブ数	108	112	114	120	120
受入児童数	4,949名	5,077名	5,255名	5,690名	5,780名
小学生児童数	19,272名	19,002名	18,361名	18,041名	17,463名
利用率	25.7%	26.7%	28.6%	31.5%	33.0%

2. 母子福祉（子育て応援課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法において「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」とその理念がうたわれています。

児童の教育と家庭生活の安定向上を図るため、経済的、社会的にも責任と努力が求められているひとり親家庭の親等に対し、各種の相談や福祉資金の貸付を行うとともに、就労支援により、ひとり親家庭等の自立支援に努めています。

1) 児童扶養手当

児童の福祉の増進を図ることを目的した児童扶養手当の支給は、これまで父親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の母又はその養育者が対象でしたが、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から、児童を監護し、生計を同じくする父子家庭の父も対象となりました。沖縄県においては、昭和43年8月27日に制定され、昭和44年1月1日から施行されました。

○ 児童扶養手当の支給要件

児童扶養手当法における支給対象児童は、次に掲げるいずれかに該当する児童です。（児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある者をいう。）

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (フ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

次のような場合は、手当を受けることができません。

児童が

- ①日本国内に住所を有しないとき。
- ②児童福祉施設への入所又は里親に委託されているとき。
- ③父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父又は母の障がいを除く。）。

父、母又は養育者が

- ①日本国内に住所を有しないとき。
- ②父又は母が事実上の婚姻関係にあるとき（父又は母が一定の障害がある場合を除く）

支給額（令和7年4月基準額） ※所得による制限があります。

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額46,690円	月額46,680円～11,010円
児童2人以上のとき	上記に1人につき11,030円加算	上記に1人につき11,020円～5,520円加算

児童扶養手当受給世帯及び児童数

（単位：人）

区分年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	4,461	4,406	4,239	4,145	4,044
児童数	7,377	7,430	7,156	7,038	6,814

注：各年度とも3月31日現在

2) 母子生活支援施設（平成15年8月1日 開所）

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事業にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。（児童福祉法第38条）

施設名	那覇市母子生活支援センターさくら
所在地	那覇首里鳥堀町4丁目99番地
土地総地積	1890.06 m ²
建物総面積	1803.10 m ²
構造	鉄筋コンクリート造り3階建て
入所世帯数	20世帯

3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない女子で現に児童を扶養している母子家庭の母または児童、配偶者のいない男子で現に児童を扶養している父子家庭の父または児童や、児童が20歳を超えて母子福祉の対象とならなくなった寡婦またはその子に対し資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童や児童に準ずる者（20歳以上の大学生等）に対して福祉を増進するための制度です。

- 母子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
 - 2 配偶者のない女子に現に扶養されている児童（要法定代理人同意）
 - 3 母子福祉団体
 - 4 父母のない児童（要法定代理人同意）

- 父子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない男子で現に児童を扶養している者
 - 2 配偶者のない男子に現に扶養されている児童（要法定代理人同意）
 - 3 父子福祉団体
 - 4 父母のない児童（要法定代理人同意）

- 寡婦福祉資金貸付対象者・・・
- 1 寡婦
 - 2 寡婦に扶養されている20歳以上である子
 - 3 母子福祉団体

令和6年度貸付状況

資金種別	母子		父子		寡婦		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	77	48,029,000	5	10,030,000	2	1,827,000	84	55,032,000
技能習得資金	2	1,292,000	0	0	0	0	2	1,292,000
修業資金	2	1,224,000	1	798,000	0	0	3	2,022,000
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	2	432,000	0	0	0	0	2	432,000
住宅資金	1	158,400	0	0	0	0	1	158,400
転宅資金	1	160,000	0	0	0	0	1	160,000
就学支度資金	12	4,999,000	0	0	0	0	12	4,999,000
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	56,294,400	6	5,974,000	2	1,827,000	105	64,095,400

母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

令和7年4月1日適用

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	違約金
事業開始資金	ひとり親家庭等の親が事業を開始するのに必要な資金	個人3,580,000円 団体5,370,000円 ※複数のひとり親家庭等が共同して起業する場合の限度額は団体に準拠		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)	延滞元利金額につき年主3% (注2)
事業継続資金	ひとり親家庭等の親が事業を継続するのに必要な資金	個人1,790,000円 団体1,790,000円		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)	
修学資金	ひとり親家庭等の児童が高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学するのに必要な資金	学校別等の詳細については、別表「 修学資金貸付限度額(月額)一覧表① 」参照。一定以上の所得がある場合は、別表「 修学資金貸付限度額(月額)一覧表② 」参照。	修学期間中	当該修学を終了後6ヶ月	据置期間経過後20年以内 (専修学校一般課程は5年以内)	無利子	

技能習得資金	ひとり親家庭等の親が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	一般月額 68,000 円 特別一括 816,000 円(12 月相当) 運転免許 460,000 円	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)
修業資金	ひとり親家庭等の児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000 円 運転免許 460,000 円 (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲解釈	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	無利子
就職支度資金	ひとり親家庭等の親又は児童が就職に際し必要な経費及び通勤用自動車等を購入する資金	1 回につき 110,000 円 特別分 340,000 円(通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合)		貸付の日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	(親に係る貸付)保証人有は無利子、保証人無は年 1.0% (子に係る貸付)無利子
医療介護資金	ひとり親家庭等の親又は児童が医療又は介護 (1 年以内) を受けるために必要な資金 ※介護の場合は児童を除く	医療 340,000 円 (特別分 480,000 円) 介護 500,000 円: ※【医療(特別)】は、特に経済的に困難な事情にあると認められる場合。		医療又は介護を受ける期間後 6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)

生活資金	ひとり親家庭等の親が知識技能を習得している期間、医療若しくは介護を受けている期間、母子家庭等になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間（事由発生日から7年未満）又は失業期間の生活を維持するために必要な資金	一般月額114,000円 技能月額141,000円 生活安定期間の貸付は、配偶者のないものとなった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額114,000円、合計2,736,000円を限度とする。また生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,368,000円を限度として貸付けることができる。	知識技能を習得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内 離職日の翌日から1年以内 ※全て原則3ヶ月	貸付を受ける期間満了後6ヶ月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)
住宅資金	ひとり親家庭等の親が住宅を建設、購入、補修、保全、改築、又は増築するのに必要な資金	一般 1,500,000円 特別分 2,000,000円 (災害等による住宅全壊等)		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後6年以内 (特別7年以内)	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)
転宅資金	ひとり親家庭等の親が住宅を移転するため住宅の賃借に必要な資金	260,000円		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)
就学支度資金	ひとり親家庭等の児童が就学、修業に際し必要な受験料、被服等の購入に必要な資金	別表「就学支度資金貸付限度額一覧表」参照。		6ヶ月	据置期間経過後20年以内 (専修学校一般課程・修業施設：据置期間経過後5年以内)	無利子
結婚資金	ひとり親家庭等の親が扶養する児童(孫、曾孫等を含む)の結婚に際し必要な経費	結婚する子1人につき330,000円		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後5年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)

(注1)連帯保証人：貸付金の種類によっては、借受人と連携して債務を負担する連帯保証人を立てることによって無利子で貸付を受けることができるが、連帯保証人を立てず有利子を選択することも可能(ただし、連帯保証人同等の償還能力があると判断された場合に限る。)

(注2)違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算して請求します。平成27年3月31日までの滞納分は元利金につき年10.75%、

平成27年4月1日以降滞納分は元利金につき年5%。令和2年4月1日以降滞納分は元利金につき年3%。

修学資金貸付限度額(月額)一覧表①

(単位：円)

学校等種別／学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高 等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専 門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

修学資金貸付限度額(月額)一覧表②

(単位：円)

学校等種別/学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	77,500	77,500			
	私立	自宅通学のとき	84,500	84,500			
		自宅外通学のとき	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	86,500	86,500			
	私立	自宅通学のとき	86,500	86,500			
		自宅外通学のとき	110,500	110,500			
大学	国公立	自宅通学のとき	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外通学のとき	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私立	自宅通学のとき	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外通学のとき	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

就学支度資金貸付限度額一覧表

(単位：円)

学校等種別			限度額	
小学校			64,300	
中学校			81,000	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	150,000	
		自宅外通学	160,000	
	私立	自宅通学	410,000	
		自宅外通学	420,000	
専修学校(一般過程)			自宅通学	150,000
			自宅外通学	160,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	420,000	
		自宅外通学	430,000	
	私立	自宅通学	580,000	
		自宅外通学	590,000	
大学院	国公立		380,000	
	私立		590,000	
修業施設等(高卒者)			自宅通学	272,000
			自宅外通学	282,000

4) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に、疾病その他の理由により一時的に日常生活等に支障が生じたと認められるときに、家庭生活支援員を派遣するなど、保育や食事の世話、その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業です。

○事業の委託先	公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
○対象家庭	(1)ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育のサービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭 (2) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭
○実施場所	①生活援助 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅 ②子育て支援 ア) 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅、イ) 家庭生活支援員の居宅、ロ) 講習会等職業訓練を受講している場所、エ) 児童館、母子生活支援施設等母子家庭等の利用しやすい適切な場所
○支援の内容	(1)乳幼児の保育(2)食事の世話(3)住居の掃除(4)身の回りの世話(5)生活必需品等の買物(6)医療機関等への連絡(7)その他必要な用務
○申請手続き	(1) ひとり親家庭等日常生活支援申請書を那覇市子育て応援課または委託先窓口へ提出。 (2) 申請受付後、申請者へ登録票が送られる。 (3) 登録された申請者は必要ときに、委託先へ家庭生活支援員派遣を要請する。 (4) 要請を受けた委託先は派遣を決定し、派遣する。
○実施上の留意点	①派遣等の日数は、原則として1世帯につき年間80時間以内とし、単位1時間を1単位とする。 ②ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにする。③日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定する。

5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による指定教育訓練講座等を受講した場合に、受講終了後、給付金を支給する事業です。

6) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、修業期間の一定期間について給付金を支給する事業です。給付金は、非課税世帯:月額100,000円（修学最終年度は月額140,000円）、課税世帯:月額70,500円（修学最終年度は月額110,500円）。

〔対象資格〕 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・デジタル分野等

7) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む)母子家庭の母または児童及び父子家庭の父または児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する事業です。

8) 母子家庭等職業自立支援事業

職業経験、技能、知識などから就職が困難なひとり親家庭等について、職業紹介コーナー「すみれ」（業務委託：公益社団法人那覇市寡婦福祉会 ☎858-5578）において就労支援員等が職業相談・斡旋を行う事業です。

9) 養育費履行確保等支援事業

母子・父子家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払い等の取り決めの促進を図る養育費の履行確保等に関する支援を行う。

- ・養育費等に関する弁護士法律相談支援 ※離婚前でも可
- ・公正証書の作成に係る費用の支援
- ・養育費保証契約における保証料の支援

10) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

(対象となる者)

本市の区域内に住所があり、医療保険に加入している者で、次の者が対象となります。

- 母子家庭の児童とその児童を監護する母
- 父子家庭の児童とその児童を監護する父
- 養育者と養育する父母のいない児童

※児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者。

※父又は母の障がい等により、母子及び父子家庭に準ずると認められる家庭を含む。

(対象としない者)

- 生活保護を受けている者
- 児童福祉施設等に入所している者
- 里親等に委託されている者
- 重度心身障がい者医療費助成、子ども医療費助成事業の対象となる者
- 公費負担医療の対象となる者及び交通事故等による第三者からの賠償として医療を受けられる者
- 申請者、その配偶者（障がいのある者）、同居の扶養義務者の所得が所得限度額（児童扶養手当に準ずる）を超えるときは対象になりません。

(助成の範囲及び助成金支給申請の方法)

○各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が助成対象となります。

(他の法律で負担する分、各保険による附加給付分、高額療養費の分は除かれます)

一部負担金 通院の場合：1人1ヶ月1診療機関につき 1,000円

※受給者は医療機関等で受診の後、保険証とともに母子及び父子家庭等医療費受給資格者証を提示して自己負担額を支払ってください。後日、登録している口座に助成金を振り込みます。(自動償還方式)

※上記の自動償還方式が利用できない医療機関等の場合、受給者は医療機関等で受診の後、自己負担額を支払って「領収書」の交付を受け、子育て応援課の担当窓口で助成金支給申請書にその「領収書」を添付して助成金の支給申請をします。(償還払い方式)

※助成金支給申請期間は診療を受けた月の翌月1日から2年以内です。

・令和6年度母子及び父子家庭等医療費助成実績

助成対象世帯数 4,473世帯 助成額 108,652千円

3. 児童福祉・母子保健（こどもえがお相談課）

昭和48年に家庭児童相談室を設置し、家庭及び児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が保護者等からの相談に応じています。平成17年度には子育て支援室に改め、子ども虐待相談電話、要保護児童対策地域協議会の設置等、関係機関との連携・強化に努めることで児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでいます。平成31年4月からは「那覇市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の早期支援に取り組んできました。

令和4年法改正により、市町村における「こども家庭センター」設置が努力義務となったことに伴い、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を統合し、地域保健課から母子保健に関する業務の一部を移管して、令和6年度から「こども家庭センターなは」を設置しました。

子育て家庭の育児負担軽減のため、生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、育児相談、簡易な育児・家事支援を行う養育支援訪問事業等を実施し、児童の養育環境の向上を図るとともに、各健康診査事業や利用者支援事業（母子保健機能）、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）等も実施し、児童福祉と母子保健の一体的支援を行っています。

1) 利用者支援事業（児童福祉機能）

子どもとその家庭に関する相談全般への対応、児童虐待相談・通告の受付、要保護児童対策地域協議会を活用した各関係機関との連携を行い、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図る。

年度別相談種別件数

年度別	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	総数
令和2年度	593	1	8	13	88	175	878
令和3年度	702	10	18	5	111	179	1,025
令和4年度	788	27	35	11	91	190	1,142
令和5年度	624	4	26	2	93	231	980
令和6年度	625	8	27	5	94	146	905

2) 養育支援訪問事業（平成17年4月～令和6年3月までは「育児支援家庭訪問事業」。令和6年4月より養育支援訪問事業および子育て世帯訪問支援事業へ移行。）

育児や児童の養育が困難で支援が必要な家庭を訪問し、安定した児童の養育が可能となるよう養育専門支援員によるアセスメントや支援計画を作成し、育児相談・指導を行う事業です。

年度別支援実績

年度別	申込実数	専門的相談支援（延べ件数）
令和2年度	91	416
令和3年度	87	324
令和4年度	87	331
令和5年度	93	398
令和6年度	92	349

3) 子育て世帯訪問支援事業 (事業開始 令和6年4月1日)

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【令和6年度実績】 利用世帯数：72世帯（うち5世帯はカンファ等のみ）、訪問延べ件数：1,398件

4) 支援対象児童等見守り強化事業 (事業開始 令和5年8月1日)

民間団体等が、那覇市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもやヤングケアラーが疑われる世帯等の居宅を訪問するなど、生活環境へ直接出向き状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図るための事業です。

【令和6年度実績】 実施団体：那覇市母子寡婦福祉会、特定非営利活動法人地域サポートわかさ
支援実世帯総数：64世帯（児童195名）、世帯への支援延べ件数：1,984件

5) ヤングケアラー支援強化事業

地域の支援関係者に対し、ヤングケアラー支援にかかる研修の実施等を通し、ヤングケアラーへの関心を高め、ヤングケアラーの早期発見と支援に繋ぐ体制の構築を目的とした事業です。

【研修参加者実績】 令和5年度：26名、令和6年度：41名

6) 乳児家庭全戸訪問事業 (事業開始 平成21年4月1日)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てで支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の健康状態や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

【令和6年度実績】 訪問面談実施件数 2,131件（対象家庭 2,217件の96.1%）

7) 利用者支援事業（基本型） (事業開始 平成30年4月1日)

一人一人の子どもが健やかに成長することができるよう地域社会の実現に寄与するという目標のもと、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して、適切な施設や事業などを円滑に利用できるように支援する事業です。

【事業対象】 小学校就学前までの子育て家庭（妊娠している方及びその配偶者も含む）

【令和6年度実績】 相談件数 878件（内LINE相談 503件）

8) 短期入所生活援助事業 (母子生活支援センターさくら、事業開始：平成15年8月27日)

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合および経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、施設において一時的に養育することにより、これらの児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

対象年齢：2歳～12歳、緊急一時的に保護を必要とする母子

利用期間：市長が必要最小限の範囲で認める期間

令和6年度利用実績：延べ人数 201人 延べ日数 1,065日

9) 健康診査事業

① 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯と口腔内の健康状態を確認するため、那覇市内の歯科医院（113 か所）で歯科健診を1回実施している。令和6年度 受診票交付者数 2,261 人、受診者数 749 人（受診率 33.1%）、むし歯あり 278 人（37.1%）

② 妊婦健康診査

妊婦を対象に各医療機関で14回実施している。内容は、各回によって異なるが、問診及び診察・梅毒血清反応検査・血液検査・各種抗体検査・血圧測定・尿化学検査・子宮頸がん検査・超音波検査等である。平成22年10月6日より、妊婦健康診査項目にHTLV-1抗体検査が追加となった。平成23年度より、新たにクラミジア抗原検査が追加され実施している。令和6年度 受診延べ人員 24,949 人

③ 産婦健康診査

令和元年度より産婦を対象に各医療機関で2回実施している。実施時期は出産後2週間頃と出産後1カ月頃に各1回としており、内容は、問診及び診察・体重測定・血圧測定・尿検査・エジンバラ産後うつ問診票・赤ちゃんへの気持ち質問票等である。令和6年度 受診延べ人員 4,012 人

10) 母子保健相談指導事業

母性及び乳幼児等の健康の保持増進及び母子保健に関する知識の普及啓発を図ることを目的に相談や保健指導を行う事業です。

① 母子（親子）健康手帳交付

妊婦に対し母子（親子）健康手帳交付、及び保健指導を行うことにより、妊婦自身が自ら考え健康管理が行え、妊婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、妊娠・出産・育児期を通して親子が心身ともに健やかに過ごすことができることを目的とする。

【令和6年度実績】 交付数 2,171 件（多胎、再交付を含まず）

令和6年度 妊娠届出をした者の週数別交付状況

	妊娠届け出による交付							再掲 外国人 への交 付	別掲 双胎以 上への 交付
	合計	満 11 週 以内	満 12～ 19 週	満 20 週 ～27 週	満 28 週 ～分娩 まで	分娩後	不詳		
人数	2,171	1,891	246	26	6	2	0	108	28

② 離乳食教室

妊婦や乳幼児をもつ保護者等を対象に、乳汁栄養から離乳食へ適切な開始時期や進め方、形態、摂食行動について栄養士による講話等を行い、児の生涯にわたる好ましい食生活の基礎を形成させていくことを目的とする。

【令和6年度実績】 10回実施（参加人数 149 人）

③ 妊産婦栄養相談

妊娠中及び授乳期の食生活や離乳食の悩み等、保護者の不安軽減を図ることを目的に、栄養士が相談支援を行う。

【令和6年度実績】 来所相談 45 人 電話相談 128 人 子育て支援センター等 81 人
オンライン相談 3 人 訪問 3 人 合計 260 人

11) 利用者支援事業（母子保健機能）

親子健康手帳交付時の面接相談をスタートとして、支援対象者のスクリーニングや定期的なモニタリング、対象者の状況に応じて支援プランを作成しながら妊産婦が必要なサービスを円滑に利用できるよう相談支援を行う事業。

内 容： 母子（親子）健康手帳交付時の面接相談を通して妊娠・出産・子育てに関する情報提供・助言・保健指導を行う。また、状況に応じて支援プランを策定しながら子育て支援部門と連携して支援を行う。

【令和6年度実績】妊娠届出時間診票を活用した相談・・・2,224件

12) 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するために、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる「伴走型相談支援」と、経済的支援として「妊婦のための支援給付」の支給を一体的に実施する。

① 伴走型相談支援

妊娠届出時から妊婦や特に0歳から2歳までの低年齢の子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談や情報発信・相談の随時受付等を実施し、必要な支援につなぐ。

② 経済的支援

妊娠届出や出生届を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る目的で、妊婦であることの認定後に5万円と妊娠しているこどもの人数の届出時にその人数×5万円を支給する。

令和6年度実績

	面談実施数	ギフトの支給数
妊娠時	2,171	2,179
妊娠8か月 (令和7年5月15日時点)	216 ※希望者等へ実施	—
出産後	2,079	2,082

13) 若年妊産婦の居場所事業

若年妊産婦が家庭や社会から孤立することなく、安心・安全な居場所で妊娠・出産・育児ができるよう支援するとともに、復学・就学、就労など自立を目指し安定した生活を営むための支援を行う。

(令和6年度支援状況：来所支援：645件、電話支援：470件、訪問支援：199件、病院受診等の同行支援：88件、LINE/メールによる相談支援：2,836件。合計4,238件。)

14) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するために、産後ケア事業（訪問型・通所型・宿泊型）を医療機関や助産施設等に委託して実施する

【令和6年度実績】産後ケア事業・・・利用延数1,266件（訪問型89件、通所型942件、宿泊型235件）